津山市教育旅行助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、津山市外からの教育旅行の受入促進を図ることを目的とし、市内の教育施設の訪問に要した費用の一部を予算の範囲内において助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 学校等とは、学校教育法（昭和22年法律第26 号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条2の2に規定する障害児通所支援にかかるもの、同条の3に規定するもののうち放課後児童健全育成事業にかかるもの及び同法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

(2) 教育旅行とは、学校等における教育活動の一環として、教職員若しくは指導員の引率により児童、生徒又は学生が行う旅行（修学旅行、校外学習、体験学習、ゼミ合宿等）のことをいう。ただし、林間学校及び臨海学校は除く。

（助成対象）

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる第1号から第4号までの要件を満たすものとする。

(1)津山市外の学校等の児童、生徒及び学生並びにその保護者及び引率者若しくは津山市観光協会長（以下、「会長」）が認める団体であること。

(2)教育活動を目的に津山市内の施設（別紙参照）を2施設以上訪問すること。

(3)令和5年4月1日から令和6年3月31日までに実施すること。

(4)一団体5人以上（引率者等を含む。）であること。

（助成金額及び上限）

第4条 助成金は、教育旅行者数に1,000 円を乗じて得た額とする。ただし、1団体あたり10万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、津山市教育旅行助成金交付申請書（様式第1号）及び会長が認める書類を、教育旅行を実施する14日前までに会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定及び決定通知）

第6条 会長は、前条の規定により提出された申請書を審査し、この要綱に定める趣旨、条件等に合致すると認めるときは、その内容で津山市教育旅行助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更・中止）

第7条 助成金の交付決定を受けた後において、交付決定を受けた教育旅行の内容の変更又は中止をしようとするときは、津山市教育旅行助成金変更・中止承認申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

２ 会長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めたときは、変更・中止の内容等を津山市教育旅行助成金変更・中止決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の交付請求）

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、教育旅行終了後14日以内に、津山市教育旅行実績報告書兼交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

(1)参加者名簿、その他参加人数の分かるもの

(2)アンケート

（交付金額の確定及び交付）

第9条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、教育旅行助成金交付額確定通知書（様式第6号）により申請者に通知し、助成金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第10条 会長は、助成金の交付を受けた申請者に対し、必要な指示をし又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消及び助成金の返還）

第11条 会長は、助成金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書等提出書類に虚偽があったとき。

(2) 会長の承認を受けることなく教育旅行の内容を変更したとき。

(3) 教育旅行終了後14日以内に、第8 条に定める実績報告がなされていないとき。

(4) その他助成金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき。

（事業の終了）

第12条　助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

（別紙）

令和5年度　教育旅行振興事業　助成対象施設

［歴史・文化］

　　　・津山城（鶴山公園）

　　　・津山まなびの鉄道館

　　　・津山洋学資料館

　　　・津山郷土博物館

　　　・津山弥生の里文化財センター

・つやま自然のふしぎ館

　［工場］

　　　・津山圏域クリーンセンター　リサイクルプラザ

　　　・津山圏域衛生処理組合　汚泥再生処理センター

[その他]

・JR津山駅(JR利用など)

令和5年4月1日現在